明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定した件（国土交通一一〇二、一一〇三）　一

告示

○国土交通省告示第千百二号

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第三条第一項の規定に基づき、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を別表のとおり指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

なお、昭和六十三年十一月十七日建設省告示第二千二百十九号は、廃止する。

平成二十五年十一月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表

道路の種類	路線名	区間
一般国道	四号	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺一七一九番の一から青森県青森市長島二丁目一〇番二まで
一般国道	四号	岩手県花巻市高木第一九地割九一番一から同市高木第二二地割一二番一まで
一般国道	四号	岩手県奥州市水沢区佐倉河字根岸五九番一から同市水沢区佐倉河字前田中四番二まで
一般国道	四号	宮城県仙台市太白区諏訪町三〇三から同市青葉区土樋一丁目一九九番三まで
一般国道	五号	北海道函館市若松町一六番七から札幌市中央区北一条東一丁目二番五まで
一般国道	七号	新潟県新潟市中央区本町通七番町一〇五四番二から青森県青森市長島二丁目一〇番二まで
一般国道	七号	青森県青森市大字八ツ役字矢作七一番一から同市平新田字森越五番五まで
一般国道	八号	新潟県新潟市中央区本町通七番町一〇五四番二から滋賀県犬上郡豊郷町大字沢字太田三四四番一地先まで
一般国道	九号	京都府福知山市字萩原小字イセキ五七〇番八から鳥取県米子市淀江町佐陀字西中浜六七一番二まで
一般国道	九号	鳥取県西伯郡大山町名和字上菖蒲谷九三七番一から米子市淀江町小波字馬渡り一三三七番一まで
一般国道	九号	島根県浜田市久代町一六五三番四から同市三隅町岡見二四二八番一まで
一般国道	九号	島根県鹿足郡津和野町青原八六〇番から山口県山口市大字宮野上字張付場二六四四番二まで
一般国道	十二号	北海道札幌市中央区北一条西三丁目三番九から旭川市永山二条一三丁目四三番三まで
一般国道	十三号	福島県福島市杉妻町一八番地四から秋田県秋田市川尻町字大川反二三三番七号まで
一般国道	十七号	群馬県渋川市北橘町大字下箱田字海老島六三〇番二から新潟県新潟市中央区本町通七番町一〇五四番二まで
一般国道	十八号	群馬県安中市松井田町松井田字琵琶ノ久保二〇三三番二から新潟県上越市大字下源入字橋向二一二番一まで
一般国道	十九号	岐阜県恵那市武並町竹折一六九六番の一から長野県長野市大字西尾張部若宮北二四四番四まで
一般国道	二十号	山梨県甲州市大和町大字日影字笹子山一五四五番地から同市勝沼町藤井まで
一般国道	二十号	山梨県北杜市武川町宮脇から長野県塩尻市大門泉町一二〇〇番六まで
一般国道	二十一号	岐阜県不破郡垂井町大字表佐字東小柳五〇〇九番一から滋賀県米原市西円寺字丸山五三四番五まで